

池田町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 池田町

事 業 名 : 農業集落排水

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年5月31日 (供用開始後15年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	19.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(下地区)		
処理場数	1処理場(下地区処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化:無し 共同化:無し 最適化:平成27年度に農業集落排水(角間地区)を特定環境保全公共下水道(池田処理区)に統合した。 現在は下地区のみ。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	2か月分で基本料金5,400円 + 世帯員数 × 1,000円 ※上記の金額に消費税を加算				
業務用使用料体系の 概要・考え方	●水を多く使用する事業所(旅館、飲食業、鮮魚小売業、理容業、美容業、豆腐製造業)は「水量割料金」と「定額割料金」どちらかを選択 ・水量割料金:2か月分で基本料金80立方メートルまで20,000円で超過水量分が加算。 ・定額割料金:2か月分で基本料金20,000円に、事業所区分によって定額料金が加算。 ●一般事業所(事務所、工場など)は「水量割料金」と「従業員数割料金」どちらかを選択 ・水量割料金:2か月分で基本料金80立方メートルまで10,000円で超過水量分が加算。 ・従業員数割料金:2か月分で基本料金5,400円に従業員一人当たり1,000円が加算。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	偶数月に、前2か月の使用料を同時に請求				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,410 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,587 円
	平成26年度	4,536 円		平成26年度	4,119 円
	平成27年度	4,536 円		平成27年度	5,583 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	産業振興課 2名(兼務)
事業運営組織	H21.4.1 建設課と農林課を統合し、産業振興課とした。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下地区処理場、マンホールポンプ場の維持管理を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成28年度に策定・公表した平成27年度の経営比較分析表を添付します。
 経営比較分析表は、「経営の健全性・効率性」と「老朽化の状況」に関する本町の直近5年間推移および類似団体(平均値)とを比較分析することで、経営の現状と課題を把握することが可能となります。

2. 経営の基本方針

- ・施設の維持管理は業者委託としているが、業務内容を確認しながら縮減し、維持管理費の抑制に努める。
- ・施設の老朽化対策については、補助事業を活用して機能強化(機器更新)を図り、大規模な更新費用の抑制に努める。
- ・人口減少等を踏まえ、未接続世帯への接続促進を図り、水洗化率の向上及び使用料の確保に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

1) 投資の目標に関する事項

農業集落排水区域内は、ほぼ概成していることから、今後は更新や修繕が主となります。

2) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

資産台帳の機器耐用年数より、主機を抽出し更新時期を設定しました。

3) 広域化・共同化・最適化に関する事項

汚水処理施設共同整備事業(MICS)を採用し、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業で設置している遠方監視設備の台数を減らすことによる設備投資の低減および統合によるシステムの一元化を図ります。

4) 投資の平準化に関する事項

大規模な更新費用を抑制するため、補助事業を活用して機能強化事業(機器更新)を計画しています。そのため、建設改良費の発生は無いものと見込んでいます。

5) 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

本町の農業集落排水事業は小規模であり包括的民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなどの活用は困難と考えます。

② 収支計画のうち財源についての説明

1) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

平成28年度は決算見込み額とし、平成29年度は当初予算額を計画値としました。平成30年度以降については、下水道法事業計画の予測を採用しました。また、使用料は前年比年2%減少することを考慮しています。

2) 企業債に関する事項

建設改良費の国庫補助金を除いた額のうち5%分は受益者分担金として、残りは企業債借入として計画しました。償還は下水道事業債は現行通り30年以内償還(据置5年以内)、過疎債は12年償還以内(据置3年以内)としています。

3) 繰入金に関する事項

基準内繰入金だけでは収支ギャップが発生するため、当面は最低限の基準外繰入金を計上する計画としました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1) 職員給与費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

2) 動力費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

3) 薬品費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

4) 修繕費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

5) 委託費に関する事項

平成27年度の決算実績値をベースに費用を計画しました。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	—
投資の平準化に関する事項	大規模な更新費用を抑制するため、補助事業を活用し機能強化事業を進めます。そのため一定の範囲内での投資を継続し、過剰な設備投資を抑えます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	計画期間中に見直しの予定はありませんが、将来的に必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断します。改定する場合は住民の皆様に対して十分な説明と理解を得ることが重要と考えております。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	施設の建設に当たっては、国の補助事業の活用や交付税措置等の有利な企業債を発行する等により、適切な財源の確保を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	—
職員給与費に関する事項	計画期間中も下水道事業(農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業)に係る職員は今後も2名体制(兼務)とし、効率的な事業運営を行います。
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	機能強化計画に沿って計画的な施設の更新を実施、修繕費の抑制に努めます。
委託費に関する事項	—
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行うとともに、定期的(5年毎)に計画と実績の差異の確認及び分析を実施し計画の改善を行います。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度	前年度	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
区 分		(決算)	(決算見込)											
収益的収入	1 総 収 益 (A)	24,391	22,054	19,260	18,106	17,156	16,202	15,241	14,264	12,977	12,283	11,214	10,290	
	(1) 営 業 収 益 (B)	11,100	5,015	4,933	4,834	4,733	4,643	4,553	4,462	4,372	4,282	4,191	4,111	
	ア 料 工 事 収 入 (C)	11,074	4,991	4,909	4,810	4,710	4,620	4,530	4,440	4,350	4,260	4,170	4,090	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	26	24	24	24	23	23	23	22	22	22	21	21	
	(2) 営 業 外 収 益 (D)	13,291	17,039	14,327	13,272	12,423	11,559	10,688	9,802	8,605	8,001	7,023	6,179	
	ア 他 会 計 繰 入 金	10,814	14,844	12,113	11,172	10,423	9,659	8,878	8,082	6,975	6,451	5,553	4,779	
	イ そ の 他	2,477	2,195	2,214	2,100	2,000	1,900	1,810	1,720	1,630	1,550	1,470	1,400	
	2 総 費 用 (D)	24,391	22,054	19,260	18,106	17,156	16,202	15,241	14,264	12,977	12,283	11,214	10,290	
	(1) 営 業 費 用 (E)	14,331	12,697	10,622	10,203	10,001	9,784	9,388	9,133	8,660	8,796	8,337	8,074	
	ア 職 員 給 与 費													
	イ そ の 他	14,331	12,697	10,622	10,203	10,001	9,784	9,388	9,133	8,660	8,796	8,337	8,074	
	(2) 営 業 外 費 用 (F)	10,060	9,357	8,638	7,903	7,155	6,418	5,853	5,131	4,317	3,487	2,877	2,216	
	ア 支 払 利 息	10,060	9,357	8,638	7,903	7,155	6,418	5,853	5,131	4,317	3,487	2,877	2,216	
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	34,866	35,461	36,295	37,028	37,777	44,041	82,422	54,818	41,225	41,749	85,047	58,521	
	(1) 地 方 債				0	0	2,750	21,550	7,350	0	0	21,850	11,200	
	うち 資本費平準化債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	34,866	35,461	36,295	37,028	37,777	38,541	39,322	40,118	41,225	41,749	41,347	36,121	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				0	0	2,750	21,550	7,350	0	0	21,850	11,200	
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	34,871	35,576	36,295	37,028	37,777	44,041	82,422	54,818	41,225	41,749	85,047	58,521	
	(1) 建 設 改 良 費				0	0	5,500	43,100	14,700	0	0	43,700	22,400	
	うち 職員給与費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	34,871	35,576	36,295	37,028	37,777	38,541	39,322	40,118	41,225	41,749	41,347	36,121	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 5	△ 115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 5	△ 115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
積 立 金 (K)	26													
前年度からの繰越金 (L)	146	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前年度繰上充用金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	41	38	35	33	31	30	28	26	24	23	21	22		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)														
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	11,100	5,015	4,933	4,834	4,733	4,643	4,553	4,462	4,372	4,282	4,191	4,111		
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	476,783	441,207	404,912	367,884	330,107	294,316	276,544	243,776	202,551	160,802	141,305	116,384		
○他会計繰入金		(単位:千円)												
年 度		前々年度	前年度	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
区 分		(決算)	(決算見込)											
収益的収支分		10,814	14,844	12,113	11,172	10,423	9,659	8,878	8,082	6,975	6,451	5,553	4,779	
	うち 基準内繰入金	10,060	11,130	9,448	8,938	8,651	8,307	7,901	7,435	6,626	6,322	5,553	4,779	
	うち 基準外繰入金	754	3,714	2,665	2,234	1,772	1,352	977	647	349	129	0	0	
資本的収支分		34,866	35,461	36,295	37,028	37,777	38,541	39,322	40,118	41,225	41,749	41,347	36,121	
	うち 基準内繰入金													
	うち 基準外繰入金	34,866	35,461	36,295	37,028	37,777	38,541	39,322	40,118	41,225	41,749	41,347	36,121	
合 計	45,680	50,305	48,408	48,200	48,200	48,200	48,200	48,200	48,200	48,200	46,900	40,900		

経営比較分析表

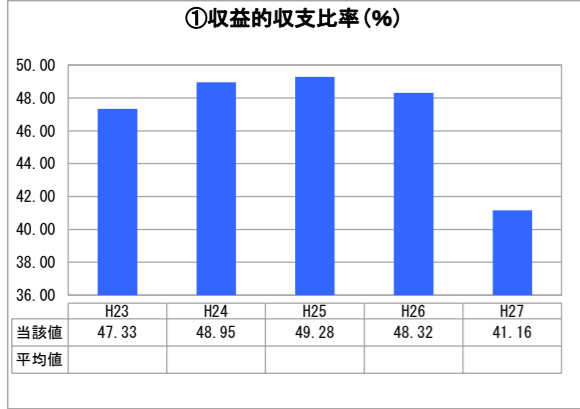
福井県 池田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	9.21	95.43	4,536

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
2,787	194.65	14.32
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
255	0.13	1,961.54

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



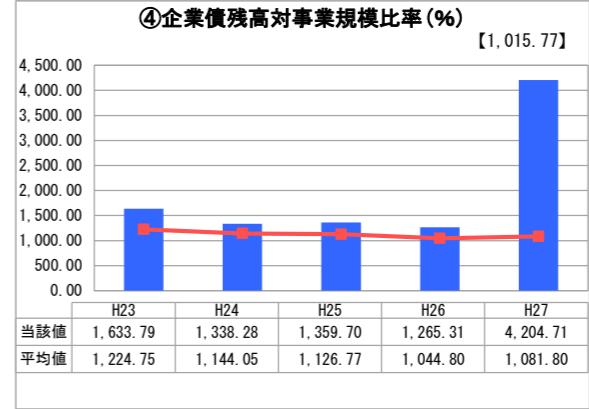
「単年度の収支」



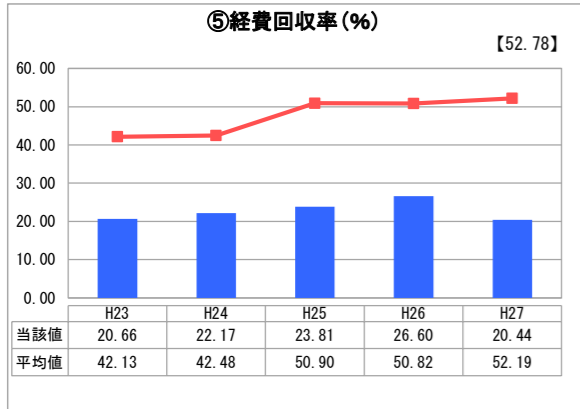
「累積欠損」



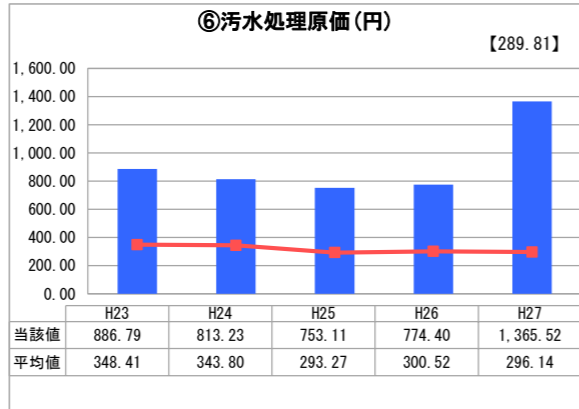
「支払能力」



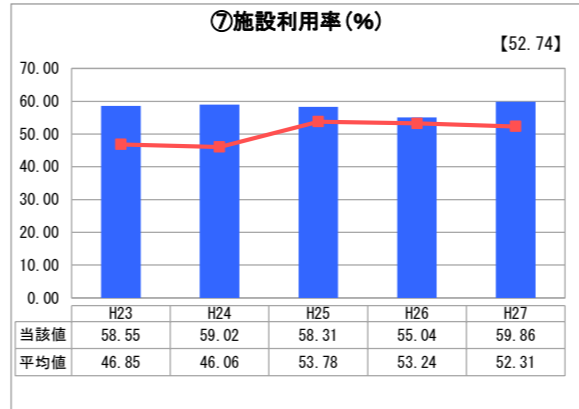
「債務残高」



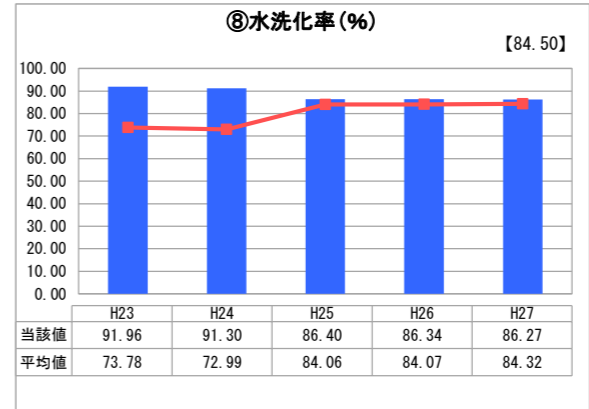
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

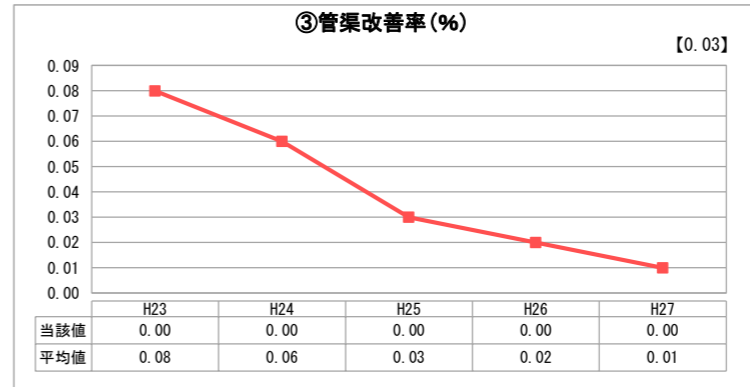
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

池田町の下水道施設について、処理人口の減少や施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加が見込まれることから効率化を向上させるため、公共1地区に集落排水2地区(角間・下地区)のうちの角間地区を平成27年度に統合した。(平成27年8月1日供用開始)

なお、下地区集落排水については地理的条件から非統合とし、集落排水事業を継続している。

このため、規模縮小による総収益の減少により①収益的収支比率は低下、④企業債残高対事業規模比率は増加となった。また、規模縮小による有収水量の減少に伴い⑥汚水処理原価は増加となった。⑤経費回収率をみるとおよそ80パーセントを料金収入以外の収入でまかなっている状況である。

2. 老朽化の状況について

機器類の消耗部品の交換および分解点検を計画的に行い、施設的能力維持に努めている。

全体総括

処理人口の減少による収入の減少にあわせ、施設の老朽化による維持管理コストの増加が見込まれる。

運営コストの削減を図るため、2地区ある施設のうち1地区を公共下水道に統合し総合的な費用の削減を行った。地理的条件から非統合となった下地区について継続となった集落排水事業においては統合による効率性の向上は見込めないが、池田町の下水道施設全体の運営コストの削減を目指す。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。